

議第34号 呉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

1 制定の趣旨

消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」といいます。）の一部改正（平成26年法律第71号による改正）に伴い、新たに条例を制定するものです。

2 条例の内容

法の一部改正により、市町村が消費生活センターを設置する場合には、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項について条例で定めることとされたことに伴い、消費者安全法施行規則（平成21年内閣府令第48号）で定めている消費生活センターの組織及び運営等の基準（以下「国の基準」といいます。）に従うなどし、消費生活センターの名称等、消費生活センターに必要な職員及び消費生活相談員の配置、消費生活相談等の事務により得られた情報の安全管理等について定めます。

3 消費生活センターについて

本市では、市民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、平成13年度に消費生活センターを設置し、消費生活相談員による消費生活に係る相談等の処理、消費生活に係る知識の普及及び情報の提供などの業務を行っています。

4 施行期日

平成28年4月1日

5 市の考え方

国の基準は「参酌すべき基準」であり、本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準と同様の基準としています。

【参考】

・ 参酌すべき基準

地方公共団体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

6 第4次呉市長期総合計画との整合性

第1節 市民生活分野

第3項 生活安全

1 消費生活の安定と向上